

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
	6 佐藤 弘朗		8 小崎 勝敏
		11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸		15 松下 眞二	
	18 栗田 淳		
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一	5 山崎 幸一	7 和田 利弘	
9 藤井 和人	10 中原 修	12 島田 宗央	
14 関口 哲治	16 安藤 弘司	17 久保 拓也	
19 松橋 聡	20 千葉 実	22 秋葉 宏之	
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸	主任 野村 亮太		
主任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第8回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、13名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、8番 小崎委員及び11番 渡辺委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年7月27日に開催されました、令和4年第7回湧別町農業委員会総会以降における活動状況については特にありませんでした。</p> <p>本日令和4年第8回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに福島、●●●●さんです。土地の所在ですが、福島●●番●外計4筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は18,594㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松下委員、三澤委員、北谷委員でございます。 (別冊資料1ページにより位置説明)</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに札幌市、●●●●さんです。土地の所在ですが、南兵村二区●●番●●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,268㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤弘朗委員、渡辺委員、吉村委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに遠軽町、●●●●さんです。土地の所在ですが、開盛●●番●●外計3筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は660㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は山崎委員、秋葉委員、松田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものでございます。本総会において3件の合意解約が提出されております。</p>

<p>事務局</p>	<p>内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は21,789㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年6月28日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年1月20日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、東京都、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、札幌市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は札幌市●●番●の内外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は37,770㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年7月4日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、東京都、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、札幌市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は札幌市●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は43,253㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年7月4日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料15ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が9件、賃借権が1件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計6筆で合計面積は21,789㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年1月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,356,000円でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>これ以降の売買は公社の合理化事業に伴う案件であります。番号2番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は67,375.45㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,262,000円でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、西芭露、●●●●</p>

事務局

さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計10筆で
合計面積は89,495㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価
の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土
地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,4
32,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●
さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計17筆で
合計面積は122,316㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価
の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土
地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,9
68,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。続きまして番号5
番、所有権の移転をする者は、京都府、●●●●さんで、所有権の移
転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計6筆で合計面積は38,33
7㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売
買であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。所有権移転の時期
でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期についま
しては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価
の支払日で、売買価格につきましては、1,887,000円でご
ざいます。

(別冊資料8・9ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●
さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんで
ござい
ます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計
3筆で合計面積は33,102㎡であり、利用権設定等の種類は所有
権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑で
ござい
ます。所有権移転の時期
でございますが、令和4年8月26日で、
対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、
6,620,000円でございます。

事務局

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は16,856㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,579,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号8番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計5筆で合計面積は50,727㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,101,000円でございます。

(別冊資料12・13ページにより位置説明)

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、東京都、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、札幌市●●番●外計15筆で合計面積は96,778.12㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,379,000円でございます。

(別冊資料14・15ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は54,925㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、令和4年8月26日から令和14年8月25日ま

事務局	<p>での10年間となっており、賃貸価格は329,000円でございます。</p> <p>(別冊資料16ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで令和4年第8回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時55分</p> <p>この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>